

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 交 指 第 4 号
令 和 4 年 1 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

放置駐車車両の確認事務の委託手続や駐車監視員資格者証の交付等に関する事務取扱要領の一部改正について（例規）

放置駐車車両の確認事務の委託手続や駐車監視員資格者証の交付等に関する事務については、「放置駐車車両の確認事務の委託手続等に関する事務取扱要領の一部改正について（例規）」（平成28年3月15日付け秋本交指第39号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者等の申出により、駐車監視員資格者証への旧姓記載等を行うことが追加されたため、所要の整備を行い、令和4年2月1日から別添「放置駐車車両の確認事務の委託手続や駐車監視員資格者証の交付等に関する事務取扱要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになりたい。

なお、旧例規は1月31日をもって廃止する。

別添

放置駐車車両の確認事務の委託手続や駐車監視員資格者証の交付等に関する事務取扱要領 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の登録、法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 放置車両確認事務に係る登録

1 申請書類

確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）第2条第1項の規定による登録申請書は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の13第1項に定める登録（登録更新）申請書（以下「登録等申請書」という。）によるものとする。

2 申請の受理

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、登録等申請書及び添付書類の内容を審査し、不備がないと認めるときは、登録・登録更新申請受理簿（様式第1号）に必要な事項を記入し、受理するものとする。

3 欠格事由の調査等

交通指導課長は、法第51条の8第3項の規定に基づく欠格事由の確認を行う場合は、身上調査照会書（様式第2号）により申請者の本籍地の市区町村長に対して照会すること。

なお、回答書を受理したときは、登録・登録更新調査書（様式第3号）及び登録・登録更新身元調査報告書（様式第4号）を作成するものとし、登録要件を満たしているときは、登録等申請書に添えて、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に登録又は登録更新を上申するものとする。

4 登録簿への登録

交通指導課長は、登録が承認された法人（以下「登録法人」という。）については、細則第7条の14に定める登録簿に必要な事項を記入するものとする。

5 登録通知書等の交付

交通指導課長は、登録簿に登載したときは、直ちに申請者に対し、細則第7条の15第1項に定める登録（登録更新）通知書を交付するものとする。

なお、公安委員会が登録を申請した法人の登録を拒否した場合は、細則第7条の15第2項に定める登録（登録更新）申請に関する通知書を交付するものとする。

6 登録の更新

登録の更新申請期間は、当該登録の有効期間が満了する日の3月前から2月前までの間に行うものとし、登録の更新申請は、前記1から6までの手続に準じて取り扱うものとする。

第3 登録法人に対する適合命令

1 適合命令書

登録法人に対する法第51条の9に規定する適合命令は、適合命令書（様式第5号）

により行うものとする。

2 適合命令の適否の判断

交通指導課長は、登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案するとともに、当該登録法人が現に委託を受けているものであるか否かなど早期是正の必要性も考慮して、適合命令の適否を判断するものとする。

第4 登録法人の登録の取消し

1 取消しの手続

(1) 登録取消処分通知書の交付

登録法人に対する法第51条の10の規定による登録の取消しは、細則第7条の17に定める登録取消処分通知書によるものとする。

(2) 登録取消しの適否の判断

交通指導課長は、登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当する事実を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該登録法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案し、登録の取消しの適否を判断するものとする。

2 警察庁等への通報

登録の取消しを行ったときは、警察庁及び他都道府県警察に対し、当該法人における登録を取消した旨の通報を行うものとする。

第5 報告及び検査

登録法人に対する法第51条の11の規定による報告及び検査のための事務所への立入りは、法の目的の範囲内で必要最小限度で行うものとし、次の事項に留意すること。

1 立入検査は、犯罪捜査や必要以外の行政目的で行わないこと。

2 立入検査を行う警察職員は、警察官にあつては警察手帳、警察官以外の職員にあつては身分証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。この場合の立入検査を行う警察職員は、交通指導課長が指定するものとする。

3 業務又は経理報告の要求手続等

(1) 登録法人に対して業務又は経理報告を要求するときは、業務・経理状況報告要求書（様式第6号）を交付して行うものとする。

(2) 前記アに基づき、登録法人の代表者又はこれに代わる者から書類等の提出がなされたときは、交通指導課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

第6 駐車監視員資格者講習

1 講習の公示

委託に関する規則第6条に規定する駐車監視員資格者講習の公示は、公安委員会の権限に属する事項で告示を必要とするものの告示の方法（昭和29年秋田県公安委員会告示第4号）により行うものとする。

2 受講申込みの手続

駐車監視員資格者講習を受けようとする者からの受講の申込みは、細則第7条の18第1項に定める駐車監視員資格者講習受講申込書によるものとする。

3 受理簿への登載及び講習受講票の送付

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習受講申込書を受理したときは、駐車監視員資格者講習受講申込受理簿（様式第7号）に登載するとともに、速やかに細則第7条の18第2項に定める駐車監視員資格者講習受講票を講習申込者に交付するものとする。

4 講習の教授細目

駐車監視員資格者講習は、委託に関する規則第8条に定めるもののほか、別表「駐車監視員資格者講習教授細目基準」に基づき行うものとする。

5 講習修了証明書の交付

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習の修了考査の結果については、速やかに公安委員会に報告するとともに、委託に関する規則第9条第1項に定める駐車監視員資格者講習修了証明書を合格者に交付するものとする。

第7 駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定審査

1 認定審査の申請手続

認定審査を受けようとする者からの申請は、細則第7条の20第1項に定める認定申請書及び委託に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（様式第8号又は様式第9号）によるものとする。

2 駐車監視員資格者認定考査受検票の交付

交通指導課長は、公安委員会が委託に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定申請受理簿（様式第10号）に登載するとともに、細則第7条の22に定める駐車監視員資格者認定考査受検票を交付するものとする。

3 認定の拒否

交通指導課長は、公安委員会が委託に関する規則第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、細則第7条の21第2項に定める駐車監視員資格者認定に関する通知書を交付するものとする。

4 認定考査の実施

委託に関する規則第10条第1項に規定する「その技能及び知識を審査して行う」とは、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行うものとする。

5 駐車監視員資格者認定書の交付

交通指導課長は、前記4の認定考査の結果については、速やかに公安委員会に報告するとともに、委託に関する規則第10条第4項に定める認定書を合格者に交付するものとする。

第8 駐車監視員資格者修了証明書及び認定書の再交付

1 再交付の申請手続

駐車監視員資格者修了証明書又は認定書の再交付を受けようとする者からの申請は、細則第7条の19に定める駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書によるものとする。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書・認定書再交付申請受理簿への登載等

交通指導課長は、再交付申請を受理したときは、駐車監視員資格者講習修了証明書

・認定書再交付申請受理簿（様式第11号）に登載するとともに、必要な審査等を経て、申請者に再交付するものとする。

第9 駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付

1 資格者証の交付申請手続

資格者証の交付を受けようとする者からの申請は、細則第7条の23第1項の資格者証交付申請書によるものとする。

2 資格者証交付申請受理簿への登載

交通指導課長は、資格者証交付申請書を受理したときは、資格者証交付申請受理簿（様式第12号）に登載するものとする。

3 欠格事由の調査

交通指導課長は、法第51条の13第1項第2号の規定に基づく欠格事由の確認を行う場合は、身上調査照会書により申請者の本籍地の市区町村長に対し照会を行い、欠格事由の有無について、資格者証調査書（様式第13号）及び資格者証身元調査書（様式第14号）を作成の上、資格者証交付申請書に添えて公安委員会に上申するものとする。

4 資格者証の交付

交通指導課長は、前記3の上申が承認されたときは、細則第7条の24に規定する資格者証交付者名簿に登載し、速やかに申請者に対してその旨を通知するとともに、委託に関する規則第12条に定める資格者証を交付するものとする。

5 交付の拒否

交通指導課長は、公安委員会が法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当すると認めたとときは、細則第7条の25第2項に定める資格者証交付申請に関する通知書を交付するものとする。

第10 資格者証の書換え及び再交付

1 資格者証の書換え及び再交付の申請手続

資格者証の書換え又は再交付を受けようとする者からの申請は、細則第7条の26の資格者証書換え交付申請書又は同第7条の27の資格者証再交付申請書によるものとする。

2 資格者証書換え申請受理簿等への登載

交通指導課長は、資格者証書換え交付申請書又は資格者証再交付申請書を受理したときは、資格者証書換え交付申請受理簿（様式第15号）又は資格者証再交付申請受理簿（様式第16号）に登載するとともに、必要な審査等を経て、申請者に書換え又は再交付するものとする。

第11 資格者証への旧姓記載等の取扱い

資格者証の交付を受けようとする者又は資格者証の交付を受けた者の申出により、資格者証への旧姓記載等を行うものとする。

1 旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

資格者証の交付を受けようとする者又は資格者証の交付を受けた者が、氏名に併せて、当該資格者証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、それぞれ資格者証の交付又は資格者証の書換え交付の申請として受理し、別添のと

おり、資格者証氏名欄に旧姓を使用した氏名を記載することとする。

(2) 旧姓の変更方法

旧姓が記載された資格者証の交付を受けた者が、当該資格者証に記載の旧姓の変更を希望する場合には、当該者からの申出を受け、資格者証の書換え交付の申請として受理し、上記(1)と同様に新たに希望する旧姓を使用した氏名を記載することとする。

(3) 旧姓の削除方法

旧姓が記載された資格者証の交付を受けた者が、当該資格者証の旧姓の削除を希望する場合には、当該者からの申出を受け、資格者証の書換え交付の申請として受理し、旧姓を使用した氏名を削除することとする。

2 旧姓記載等に係る申請書

旧姓記載等に係る申出の受理に当たっては、資格者証交付申請書又は資格者証書換え交付申請書を使用すること。

3 旧姓確認のための書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、資格者証の書換え交付を規定した確認事務の委託の手続き等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第13条第1項に準じる形で、資格者証交付申請書又は資格者証書換え交付申請書の提出時に、旧姓が記載された住民票の写し、個人番号カード、運転免許証等により、資格者証交付申請書又は資格者証書換え交付申請書に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、これらの書類の確認を要しない。

4 旧姓記載等に係る手数料の取扱い

資格者証の交付を受けようとする者が資格者証の交付の申請に際して旧姓の記載を希望する場合は、資格者証の交付の申請に対する審査に係る手数料に別段の手数料を加算しないこととする。また、資格者証の交付を受けた者が旧姓記載等を希望する場合は、資格者証の書換え交付の申請に係る手数料を適用することとする。

第12 資格者証の返納

1 交通指導課長は、資格者証の交付を受けた者が、法第51条の13第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、細則第7条の28の資格者証返納命令書を作成し、公安委員会に上申するものとする。

2 警察庁等への通報

前記に基づき返納命令を行ったときは、警察庁及び他都道府県警察に対して返納を命じた旨を通報するものとする。

第13 申請書の受理方法

この要領に基づく申請書は、警察本部交通部交通指導課において受理するものとする。

第14 聴聞等の手続

交通指導課長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に規定する不利益処分をしようとする場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところにより行うものとする。

第15 手数料の取扱い

法第51条の8第1項の登録等の手数料は、秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）の定めるところにより、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第54条の2の規定に基づき、秋田県証紙により徴収するものとする。

なお、納付された証紙は、財務規則第69条第1項の定めるところにより処理しなければならない。

別表

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【1日目】

日	項目	教授細目	時間	教授目標
一 日 目	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。 ----- これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。
		交通警察の基礎知識		警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識（1）	道路の基礎知識	2時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。
		交通規制の基礎知識		車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。 ----- 交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識（2）～前半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 ----- 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	小 計			7時間

【2日目】

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
二 日 目	放置車両の確認に必要な基礎知識（2） ～後半	放置車両の意義	2時間	<p>駐車監視員が確認することとなる「放置車両」について、その意義、要件、種類等について説明し、理解させる。</p> <p>駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。</p>
		駐車に関する道路交通法の規制		
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	<p>駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。</p> <p>放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。</p> <p>個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。</p>
		誤りやすい違反種別の認定要領		
基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	<p>駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。</p>	
小 計			7時間	

【3日目】（2日目から一定期間後）

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
三 日 目	修了考査	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	<p>おおむね講習終了1週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。(合格基準90%)</p>
小 計			1時間	

※ 講習時間合計 3日間（15時間）

様式第1号 (第2関係)

登 録 ・ 登 録 更 新 申 請 受 理 簿				
受 理 番 号				
受 理 年 月 日	年 月 日			
法 人 名 称 (代 表 者)				
添 付 書 類	可			
	否 ()			
身 上 照 会	照 会 年 月 日	年 月 日		
	回 答 年 月 日	年 月 日		
欠 格 事 由 調 査	身元調査報告書	作成	年 月 日	
	調 査 書	作成	年 月 日	
公安委員会報告年月日	年 月 日			
登 録 簿 登 載	有無	登録番号	登録年月日	登録通知年月日
	有・無	No.
	登録通知書交付年月日		年 月 日	
登録申請に関する 通 知 年 月 日	年 月 日			
適合命令通知年月日	年 月 日			
登録取消し通知年月日	年 月 日			
備 考				

様式第2号（第2関係）

第 号
年 月 日

市区町村長 殿

秋田県警察本部交通部
交通指導課長 印

身 上 調 査 照 会 書

本 籍	
(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日生

第51条の8に規定する登録
上記の者は、道路交通法

第51条の13の規定による駐車監視員資格者証の交付

に際し、同条の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別記事項を調査し、
該当欄に記入の上、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、
上記に準じて調査をお願いします。また、転籍している場合には該当する市区町村
長に回送を、在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

所 在 地	〒 —
担当者の 課・係 氏 名	氏名 課 係
電話番号	— — (内線)

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

秋田県警察本部

交通部交通指導課長 殿

市区町村長 印

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、下記のとおり回答
 します。

記

※ 本 籍							
(ふりがな) ※ 氏 名							
※ 生年月日	年 月 日生						
上記のうち 訂正すべき 事 項							
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 刑 金	名 期 額	恩 赦、 刑 の 執 行 停 止 の 有 無
	年 月 日	年 月 日					
破 産 の 有 無							
備 考	(戸籍筆頭者氏名)						
※照会担当者名	係			市区町村取扱担当者			

注： ※印欄は、照会担当者において記入します。

様式第3号 (第2関係)

登録・登録更新調査書

法人の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 生 年 月 日 本 籍 所 住 所	電話 — — 年 月 日生 電話 — —
法第51条の8第3項該当の有無	
第1号該当の有無	有 ・ 無
第2号イ該当の有無	有 ・ 無
第2号ロ該当の有無	有 ・ 無
第2号ハ該当の有無	有 ・ 無
第2号ニ該当の有無	有 ・ 無
第2号ホ該当の有無	有 ・ 無
第2号ヘ該当の有無	有 ・ 無
法第51条の8第4項該当の有無	
第1号該当の有無	有 ・ 無
第2号該当の有無	有 ・ 無
第3号該当の有無	有 ・ 無
その他参考事項	

適 合 命 令 書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の9の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

措 置	
-----	--

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

指令秋公委第 号
年 月 日

所在地
法人の名称
代表者氏名

殿

秋 田 県 公 安 委 員 会 関

業 務 ・ 経 理 状 況 報 告 要 求 書

道路交通法第51条の11第1項の規定により、次のとおり報告を要求します。

報 告 事 項	
報 告 期 限	
参 考 事 項	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

報告先

秋田県警察本部交通部交通指導課
取扱者

係

様式第7号 (第6関係)

駐車監視員資格者講習受講申込受理簿

受理番号	受理年月日	申込者の住所・氏名・生年月日	申請書類の 受理年月日	受講票郵送 年月日	受理者	備考
	年月日	年月日生 (歳)	年月日	年月日		
	年月日	年月日生 (歳)	年月日	年月日		
	年月日	年月日生 (歳)	年月日	年月日		
	年月日	年月日生 (歳)	年月日	年月日		
	年月日	年月日生 (歳)	年月日	年月日		

様式第8号（第7関係）

経 歴 証 明 書

下記の職員が、交通の取締りに従事し、又はこれを管理、監督、指導した期間は、
下記の交通取締り経歴のとおりである。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
現所属・係	

交通取締り経歴

階 級	所 属	係	期 間

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

注 交通取締り経歴は、直近の3年分を記載すること。
証明者は、所属長とする。

様式第9号（第7関係）

証 明 願

秋田県警察本部長 様

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

駐車監視員資格者申請用として使用するため、下記の事項について、相違ないことを証明願います。

記

交通取締り経歴

階 級	所 属	係	期 間

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

秋田県警察本部長 印

注 交通取締り経歴は、在職中における直近の3年分を記載すること。

様式第10号 (第7関係)

認 定 申 請 受 理 簿

受理番号	受 理 年 月 日	申請者の住所・氏名・生年月日	申請書類の 受理年月日	受検票郵送 年 月 日	受理者	備 考
	年 月 日	年 月 日 生 (歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日 生 (歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日 生 (歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日 生 (歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日 生 (歳)	年 月 日	年 月 日		

様式第11号（第8関係）

駐車監視員資格者講習修了証明書・認定書再交付申請受理簿

受理番号	受理年月日	申請者の住所・氏名・生年月日	申請理由	交付年月日等	受理者	通知年月日	備考
	年 月 日	年 月 日生(歳)	・亡失 ・滅失	講習修了証明書 認定書 年 月 日 交付番号 第 号		年 月 日	
	年 月 日	年 月 日生(歳)	・亡失 ・滅失	講習修了証明書 認定書 年 月 日 交付番号 第 号		年 月 日	
	年 月 日	年 月 日生(歳)	・亡失 ・滅失	講習修了証明書 認定書 年 月 日 交付番号 第 号		年 月 日	
	年 月 日	年 月 日生(歳)	・亡失 ・滅失	講習修了証明書 認定書 年 月 日 交付番号 第 号		年 月 日	
	年 月 日	年 月 日生(歳)	・亡失 ・滅失	講習修了証明書 認定書 年 月 日 交付番号 第 号		年 月 日	

様式第13号 (第9 関係)

駐 車 監 視 員 資 格 者 証 調 査 書

氏 名						
住 所						
犯 罪 歴				暴力団関係の有無		法第51条の 13第1項第 2号該当の 有無
罪 名	検挙年月日	検挙署	処分年月日 内 容	団体名	地 位	

様式第14号（第9関係）

駐車監視員資格者証身元調査書

氏名		
生年月日	年 月 日生（ 歳）	
本籍		
住所	電話 — —	
講習修了証明書又は認定書 交付番号等	講習修了証明書・認定書 第 年 月 日 公安委員会	
法第51条の13第1項第2号イ該当の有・無		
法第51条の13第1項第2号ロ該当の有・無		
法 第 51 条 の 8 第 3 項	第2号イ該当の有無	有 ・ 無
	第2号ロ該当の有無	有 ・ 無
	第2号ハ該当の有無	有 ・ 無
	第2号ニ該当の有無	有 ・ 無
	第2号ホ該当の有無	有 ・ 無
	第2号ヘ該当の有無	有 ・ 無
法第51条の13第2項第2号ハ該当の有・無		
その他参考事項		

注 講習修了証明書又は認定書のいずれかを○で囲むこと。

様式第15号 (第10関係)

駐車監視員資格者証書換え交付申請受理簿

受理番号	受理年月日	申請者の住所・氏名・生年月日	書換え事項		交付年月日等	通知年月日	受理者	備考
			旧	新				
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			

様式第16号 (第10関係)

駐車監視員資格者証再交付申請受理簿

受理番号	受理年月日	申請者の住所・氏名・生年月日	申請理由	交付 年月日等	通知 年月日	受理者	備考
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他()	年 月 日 交付番号 第 号			

注 備考欄には、汚損又は破損した資格者証の返還状況等について記載すること。

別添

(表)

第 号	写 真
駐車監視員資格者証	
氏 名 日本花子(東京花子)	押出しスタ ンプ
生 年 月 日 年 月 日	
上記の者は、道路交通法第11条の2第4項の駐 車監視員としての資格を有する者であることを証明す	
年 月 日	
公安委員会印	

※ 氏名欄への旧姓の記載は「氏名 [旧姓氏名]」として、旧姓氏名を[]書きとする。